



### 第三章

## 計画の目指すもの





## 目指す社会

キャッチコピー  
を再考

### こどもまんなか HAMURA

ロゴは別案



羽村市の全てのこども・若者が、  
日本国憲法、こども基本法及び児童の権利に関する条約の精神にのっとり、  
生涯にわたる人格形成の基礎を築き、  
自立した個人としてひとしく健やかに成長することができる、  
心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、  
ひとしくその権利の擁護が図られ、  
身体的・精神的・社会的に将来にわたって  
幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができ、  
社会をめぐります。

本計画でめざす「こどもまんなかHAMURA」では、具体的に目指す社会として、すべてのこどもや若者が、保護者や社会に支えられ、生活に必要な知恵を身につけられるよう、以下の13の社会の実現を目指していきます。

実現を目指す「13の社会」を表したカード

こども大綱では、こどもまんなか社会の例として、こども・若者を対象とした9つの社会と20代、30代を対象とした4つの社会が挙げられています。本計画では、これらの13の社会をこども・若者に分かりやすく表現するため、カード(通称:はむらこどもまんなカード)で表します。

カードのタイプを「こども・若者」が実現する社会、「20代、30代」が実現する社会に分けて作成しています。羽村市は、これらの社会の実現に向けた施策を推進することで、こどもまんなか社会の実現を目指します。

●カードNo.1「心身の成長」

はむらこどもまんなカード No.1



**心身の成長**

心身ともに健やかに成長できる社会

13の社会 society13

Cardtype こども・若者

HAMURA CITY

●カードNo.2「幸福な生活」

はむらこどもまんなカード No.2



**幸福な生活**

個性や多様性が尊重され、尊厳が重んじられ、ありのままの自分を受け容れて大切に感じることができ、自分らしく、一人一人が思う幸福な生活ができる社会

13の社会 society13

Cardtype こども・若者

HAMURA CITY

●カードNo.3「生き抜く力」

はむらこどもまんなカード No.3



**生き抜く力**

様々な遊びや学び、体験等を通じて、生き抜く力を得ることができる社会

13の社会 society13

Cardtype こども・若者

HAMURA CITY

●カードNo.4「将来を切り開く」

はむらこどもまんなカード No.4



**将来を切り開く**

夢や希望を叶えるために、希望と意欲に応じて、のびのびとチャレンジでき、将来を切り開くことができる社会

13の社会 society13

Cardtype こども・若者

HAMURA CITY

●カードNo.5「可能性を広げる」

はむらこどもまんなカード No.5



**可能性を広げる**

固定観念や価値観を押し付けられず、自由で多様な選択ができ、自分の可能性を広げることができる社会

13の社会 society13

Cardtype こども・若者

HAMURA CITY

●カードNo.6「社会に参画」

はむらこどもまんなカード No.6



**社会に参画**

自らの意見を持つための様々な支援を受けることができ、その意見を表明し、社会に参画できる社会

13の社会 society13

Cardtype こども・若者

HAMURA CITY

●カードNo.7「乗り越える」

はむらこどもまんなカード No.7  
★★★★★★★★☆☆



**乗り越える**

不安や悩みを抱えたり、困ったりしても、周囲のおとなや社会にサポートされ、問題を解消したり、乗り越えたりすることができる社会

13の社会 society13 Cardtyme 10 子ども・若者 HAMURA CITY

●カードNo.8「安全・安心」

はむらこどもまんなカード No.8  
★★★★★★★★☆☆



**安全・安心**

虐待、いじめ、体罰・不適切な指導、暴力、経済的搾取、性犯罪・性暴力、災害・事故などから守られ、困難な状況に陥った場合には助けられ、差別されたり、孤立したり、貧困に陥ったりすることなく、安全に安心して暮らすことができる社会

13の社会 society13 Cardtyme 10 子ども・若者 HAMURA CITY

●カードNo.9「希望を持つ」

はむらこどもまんなカード No.9  
★★★★★★★★☆☆



**希望を持つ**

働くこと、また、誰かと家族になること、親になることに、夢や希望を持つことができる社会

13の社会 society13 Cardtyme 10 子ども・若者 HAMURA CITY

●カードNo.10「将来を見通す」

はむらこどもまんなカード No.10  
★★★★★★★★☆☆



**将来を見通す**

自分らしく社会生活を送ることができ、経済的基盤が確保され、将来に見通しを持つことができる社会

13の社会 society13 Cardtyme 20代・30代 HAMURA CITY

●カードNo.11「社会で活躍」

はむらこどもまんなカード No.11  
★★★★★★★★☆☆



**社会で活躍**

希望するキャリアを諦めることなく、仕事と生活を調和させながら、希望と意欲に応じて社会で活躍することができる社会

13の社会 society13 Cardtyme 20代・30代 HAMURA CITY

●カードNo.12「こどもと生活」

はむらこどもまんなカード No.12  
★★★★★★★★☆☆



**こどもと生活**

それぞれの希望に応じ、家族を持ち、こどもを産み育てることや、不安なく、こどもとの生活を始めることができる社会

13の社会 society13 Cardtyme 20代・30代 HAMURA CITY

●カードNo.13「喜びを実感」

はむらこどもまんなカード No.13  
★★★★★★★★☆☆



**喜びを実感**

社会全体から支えられ、自己肯定感を持ちながら幸せな状態で、こどもと向き合うことができ、子育てに伴う喜びを実感することができる。そうした環境の下で、こどもが幸せな状態で育つことができる社会

13の社会 society13 Cardtyme 20代・30代 HAMURA CITY



## 2 | 基本目標

本計画では「こどもまんなかHAMURA」を実現するため、様々な施策を推進していきます。そのために、以下の5つの基本目標を掲げます。

target 01 ■ **基本目標 I**

全てのこども・若者の人格・個性を尊重し、権利が保障されてくらせるまち

target 02 ■ **基本目標 II**

全てのこども・若者が適切に養育され、切れ目なく健やかに成長できるまち

target 03 ■ **基本目標 III**

全てのこども・若者が幸せに成長できる家庭や環境があるまち

target 04 ■ **基本目標 IV**

全てのこども・若者が意見を表明し、参画できるまち

target 05 ■ **基本目標 V**

家庭や子育てに夢を持ち、子育てに伴う喜びを実感できるまち

### 3 | 計画の体系

#### 計画の体系

計画の体系として、5つの基本目標を達成するため、20の「施策」と58の「主な取組」を掲げています。また、計画の体系を示すとともに、各目標や施策、主な取組に該当・関連するライフステージを一覧表にしています。ライフステージはこども大綱を参考としています。

#### ライフステージ<sup>○</sup>について

こども大綱ではライフステージを「こどもの誕生前から幼児期まで」「学童期・思春期」「青年期」の3段階に分けています。それに加えて「子育て当事者」への支援について書かれています。

そのため、本計画では、ライフステージを4段階に分けて施策を推進していきます。

こども大綱に示されている各ライフステージ毎の詳細は以下のとおりです。

※以下、こども大綱より引用して記述しています。

こどもの誕生前から幼児期

こどもの誕生前から幼児期までは、こどもの将来にわたるウェルビーイングの基礎を培い、人生の確かなスタートを切るための最も重要な時期であるとともに、この時期への社会的投資が次代の社会の在り方を大きく左右するため、社会全体にとっても極めて重要な時期である。

また、乳幼児は多くの時間を家庭や地域の中で過ごし、幼稚園・保育所・認定こども園<sup>○</sup>への就園状況も異なるなど、育ちの環境は多様である。その多様性を尊重しつつ、保護者・養育者の「子育て」を支えることだけでなく、「こどもの育ち」に係る質にも社会がしっかりと目を向け、保護者・養育者の就労・養育状況を含むこどもの置かれた環境等に十分に配慮しつつ、ひとしく、切れ目なく、ウェルビーイングの向上を図ることが重要である。乳児期におけるしっかりとした愛着形成<sup>○</sup>を基礎とした情緒の安定や他者への信頼感の醸成、幼児期における他者との関わりや基本的な生きる力の獲得を通じて、一人一人のこどもが、かけがえのない個性ある存在として認められ、自己肯定感をもって成長することができるようにしなければならない。

学童期・思春期

学童期は、こどもにとって、身体も心も大きく成長する時期であり、自己肯定感や道徳性、社会性などを育む時期である。自らのことを客観的に捉えられるようになり、善悪の判断や規範意識を形成するとともに、集団生活で様々な課題に直面する中で、自らの役割や責任を自覚し、友人関係や遊びを通じて協調性や自主性を身に付ける。学童期のこどもが、安全・安心が確保された場で、小さな失敗も経験しながら、直面した課題に全力で取り組んで達成する成功体験を重ね、自己肯定感を高めることができる環境を整えていくことが重要である。

思春期は、性的な成熟が始まり、それに伴って心身が変化し、自らの内面の世界があることに気づき始め、他者との関わりや社会との関わりの中で、自分の存在の意味、価値、役割を考え、アイデンティティを形成していく時期である。一方で、自己の存在に対しての様々な葛藤を抱えたり、学業や家族・友人との関係や恋愛などに悩んだりする繊細な時期でもある。思春期のこどもが、自己肯定感を高めることができ、成育環境などを理由に自らの進路の選択が制約されないよう支えていくことが望まれる。



青年期

青年期は、心理的、社会的に発達し、成人期へと移行していくための準備期間として、大学等への進学や就職に伴い新たな環境に適応し、専門性や職業性を身に付け、将来の夢や希望を抱いて自己の可能性を伸展させる時期である。また、人生における様々なライフイベントが重なる時期である。自らの価値観や生き方を確立しようとするが、同時に、社会的な役割や責任に対する不安なども感じることもある。

青年期の若者が、自らの適性等を理解した上で、職業や進学などのライフイベントに係る選択を行うことができ、その決定が尊重されるような取組や若者に対する相談支援が求められる。

子育て当事者

核家族化の進展や地域のつながりの希薄化など、家庭をめぐる環境が変化している中で、祖父母や近隣の人から、子育てに関する助言や支援、協力を得ることが難しい状況にある。また、少子化が進行する中で、こども・若者にとって、乳幼児と触れ合う機会が減少しているとの指摘もある。

子育て当事者が、経済的な不安や孤立感を抱いたり、仕事との両立に悩んだりすることなく、また、過度な使命感や負担を抱くことなく、健康で、自己肯定感とゆとりを持って、こどもに向き合えるようにすることが、こども・若者の健やかな成長のために重要である。

## 計画の体系（一覧）

target01

### 基本目標Ⅰ 全ての子ども・若者の人格・個性を尊重し、権利が保障されてくらせるまち

施策	主な取組	ライフステージ			
		幼児	学童	青年	子育て
施策1 子ども・若者の権利の尊重	主な取組 1 啓発事業等の実施				
	主な取組 2 児童虐待等の防止				
	主な取組 3 養育に支援が必要な家庭、児童・生徒の早期発見・支援				
施策2 子ども・若者の発達支援体制の充実	主な取組 1 発達障害の早期発見・支援				
	主な取組 2 発達に関する相談・支援				
	主な取組 3 発達障害に関する啓発事業・研修				
	主な取組 4 発達支援体制の強化				
施策3 障害のある子どもへの支援の充実	主な取組 1 障害のある子ども・若者に対する手当等の支給				
	主な取組 2 障害のある子どもに対する保育の実施				
	主な取組 3 障害のある子ども・若者に対するサービス等の充実				
	主な取組 4 支援体制の充実				
施策4 社会的自立に困難を有する子ども・若者やその家庭への支援の充実	主な取組 1 相談・支援体制の整備				
	主な取組 2 学校教育における支援の充実				
	主な取組 3 ヤングケアラーへの支援の充実				
	主な取組 4 子ども・若者の貧困などに対する支援				
施策5 小・中学校におけるいじめ・不登校の防止・支援	主な取組 1 いじめの未然防止・早期発見、不登校への対応				

target02

### 基本目標Ⅱ 全ての子ども・若者が適切に養育され、切れ目なく健やかに成長できるまち

施策	主な取組	ライフステージ			
		幼児	学童	青年	子育て
施策1 妊娠・出産・子育てに関する支援の充実	主な取組 1 妊娠期における支援				
	主な取組 2 出産後の母子に対する支援				
	主な取組 3 特別な支援が必要な子ども・家庭に対する支援				
施策2 子育て家庭を地域等で支える仕組みの充実	主な取組 1 子育て支援体制の構築				
	主な取組 2 子育て当事者のネットワークづくりとその活用推進				
	主な取組 3 子育て支援の充実				
施策3 就学前のこどもの教育・保育に対する支援の充実	主な取組 1 教育・保育の提供体制の確保				
	主な取組 2 多様なニーズに応じた保育サービスの実施				
	主な取組 3 在宅未就園児に対する支援				
施策4 就学期への移行支援と子どもたちの豊かな心の育成	主な取組 1 乳幼児期から就学期への移行支援				
	主な取組 2 特色ある学校教育の充実				
	主な取組 3 多様なニーズに応じた教育活動の推進				

target03

基本目標Ⅲ 全ての子ども・若者が幸せに成長できる家庭や環境があるまち

施策	主な取組	ライフステージ 幼児 学童 青年 子育て
施策1 子どもの健康の確保・増進	主な取組 1 食事・食育に関する学び・体験の提供 主な取組 2 スポーツや運動による健康な体作りの推進	
施策2 子育て力の向上	主な取組 1 子育てに関する学習・交流機会の充実 主な取組 2 相談事業の実施 主な取組 3 子育てに関する知識・情報提供の実施	
施策3 地域で育む 子どもの健全な育成	主な取組 1 体験機会を通じた青少年の育成 主な取組 2 子ども・若者に関する関係機関・関係団体との連携 主な取組 3 コミュニティ・スクールの導入及び運用 主な取組 4 青少年犯罪の未然及び再犯の防止	
施策4 居場所づくり	主な取組 1 放課後の居場所づくり 主な取組 2 日中・休日の居場所づくり	
施策5 子ども・若者への切れ目ない 医療体制の確保・充実	主な取組 1 保健・医療機関との連携 主な取組 2 母子保健情報等のデジタル化	

target04

基本目標Ⅳ 全ての子ども・若者が意見を表明し、参画できるまち

施策	主な取組	ライフステージ 幼児 学童 青年 子育て
施策1 子ども・若者の社会参画・ 意見表明機会の充実	主な取組 1 社会参画・意見表明しやすい環境づくり 主な取組 2 関係機関・民間団体等との連携の強化	

target05

基本目標Ⅴ 家庭や子育てに夢を持ち、子育てに伴う喜びを実感できるまち

施策	主な取組	ライフステージ 幼児 学童 青年 子育て
施策1 ひとり親家庭の 自立支援の推進	主な取組 1 ひとり親家庭に対する情報提供 主な取組 2 自立に向けた就労支援 主な取組 3 適切な養育のための生活支援 主な取組 4 貧困対策のための経済的支援	
施策2 子育ての経済的負担の軽減	主な取組 1 妊娠・出産に関する支援 主な取組 2 養育に関する支援 主な取組 3 就学前児童に対する支援 主な取組 4 就学児童に対する支援	
施策3 安心して外出できる 環境の整備	主な取組 1 不便なく外出できる環境づくり 主な取組 2 子ども・若者が利用する施設等の計画的な維持管理・更新 主な取組 3 安心して過ごせる防災体制の構築	
施策4 子育てと仕事の両立支援、 経済的基盤の確立推進	主な取組 1 女性の活躍と男性の家事・育児への参加促進 主な取組 2 ワーク・ライフ・バランスや育児取得に関する意識啓発 主な取組 3 若者の経済的基盤の確立推進	
施策5 子ども・若者に やさしい社会の実現	主な取組 1 子育てに関するデジタル化の推進 主な取組 2 若者世代への意識啓発・社会の機運醸成	





## 第四章

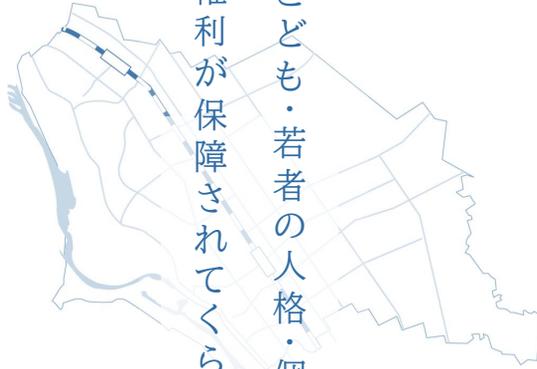
# 施策の具体的な展開





# 基本目標Ⅰ

全ての子ども・若者の人格・個性を尊重し、権利が保障されてくらせるまち



## 基本目標Ⅰで実現を目指す「こどもまんなか社会」

こども・若者		心身の成長	1		幸福な生活	2		生き抜く力	3		将来を切り開く	4		可能性を広げる	5	20代・30代		将来を見通す	10		社会で活躍	11
		社会に参画	6		乗り越える	7		安全・安心	8		希望を持つ	9		こどもと生活	12			喜びを実感	13			
	<p>こどもまんなか社会の詳細は〇ページを参照してください。</p>																					

## 基本目標Ⅰで実現を目指すこども大綱の重要事項

こどもの誕生前から幼児期まで	学童期・思春期		青年期
こども・若者が権利の主体であることの社会全体での共有等			
多様な遊びや体験、活躍できる機会づくり			
こどもや若者への切れ目のない保健・医療の提供			
こどもの貧困対策			
障害児支援・医療的ケア児等への支援			
児童虐待防止対策と社会的養護の推進及びヤングケアラーへの支援			
こども・若者の自殺対策、犯罪などからこども・若者を守る取組			
妊娠前から妊娠期、出産、幼児期までの切れ目のない保健・医療の確保	居場所づくり	心身の健康等の情報提供やこころのケアの充実	高等教育の修学支援、高等教育の充実 就労支援、雇用と経済的基盤の安定
	不登校のこどもへの支援	不適切な指導の防止	結婚を希望する方への支援、結婚に伴う新生活への支援
こどもの誕生前から幼児期までのこどもの成長の保障と遊びの充実	成年を前に必要となる知識の情報提供や教育	いじめ防止	悩みや不安を抱える若者やその家族に対する相談体制の充実

## 市を取り巻く状況

### こども・若者の権利の尊重

こどもの基本的人権を国際的に保障するため、平成元年に「児童の権利に関する条約」が国連総会で採択・成立し、日本は、この条約を平成6年に批准しています。

その後、条約批准を背景として、平成12年には、児童虐待の防止や児童の保護などを定めた「児童虐待の防止等に関する法律」、平成25年には、子どもの貧困対策を総合的に推進することを目的とした「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が施行されました。

また、令和4年6月に公布された改正児童福祉法では、児童虐待の相談対応件数の増加など、子育てに困難を抱える世帯が顕在化している現状を踏まえ、こども家庭センターの設置をはじめとする子育て世帯への包括的な支援のための体制の強化が明確化されました。

そして、令和5年4月には、「こども基本法」が施行され、日本国憲法と国際条約の精神に則り、こども施策に関する基本理念を定め、国や地方公共団体の責務や、事業者・国民の努力などが明確化されました。

全国の児童相談所における児童虐待に関する相談対応件数は、毎年増加傾向にあり、児童虐待による死亡事例も高い水準で推移している状況にあります。

市では、子ども家庭支援センターを中心に、児童虐待の未然防止、早期発見に努めるとともに、要保護児童対策地域協議会において、関係機関との連携強化、情報や認識の共有を図っています。

児童虐待は、こどもの心身に深い傷を与え、健やかな成長や発達に大きな影響を及ぼすことから、未然防止、早期発見、早期対応を図るため、保健、医療、福祉、教育、警察等の関係機関を含めた地域全体で連携しその防止に努める必要があります。

### こども・若者の発達支援体制の充実

乳幼児期は、疾病や障害を早期に発見する上で重要な時期となります。そのため、乳幼児健康診査等により、こどもの发育状況を定期的に確認し、こどもの発達の状況に応じて、適切な支援や療育を受けることが重要です。

市では、子育て世代包括支援センターにこどもの発達に関する総合相談窓口を設けるとともに、心理の専門職員等による幼稚園・保育園等への巡回相談、各種健康診査等を実施するなど、保健、医療、福祉、教育といった各分野が連携した切れ目のない発達支援体制の充実を図っています。

### 障害のあるこどもへの支援の充実

障害のあるこどもに対しては、各種法律や制度が大きく変化し、障害福祉サービスや人権擁護に関する法整備が進んでいます。そして、市町村には、障害児支援の一層の充実を図るため、「障害児福祉計画」の策定が義務付けられています。

市では、この計画の推進を図るため、障害のあるこどもが、ライフステージに応じて、最もふさわしい支援を受けながら、社会を構成する一員として自分らしく成長していけるよう支援を行っています。

## 社会的自立に困難を有することも・若者やその家庭への支援の充実

ニートやひきこもり、不登校など、子どもや若者に関わる問題が深刻化しています。国では、平成22年4月に「子供・若者育成支援推進法」が施行され、関係各分野と連携した施策の推進が図られています。

また、令和6年4月には、「孤独・孤立対策推進法」が施行され、孤独・孤立を一律の定義の下で取り組むのではなく、孤独・孤立双方を一体として捉え、当事者や家族などの状況等に応じて多様なアプローチや手法により対応することとされています。

市では、これまでも青少年健全育成事業に取り組むなど、子どもや若者が地域の中で豊かな人間性と社会性を身に付けるための支援に取り組んできました。

コロナ禍を経て、子どもや若者を取り巻く環境が大きく変化する中で、全ての子ども・若者が健やかに成長し、円滑に社会生活を営むことができるよう、子ども・若者育成支援施策の一層の推進を図る必要があります。

## 小・中学校におけるいじめ・不登校の防止・支援

児童・生徒のいじめや不登校等の諸課題への対応については、様々な取組が進められていますが、いじめや不登校に関係する児童・生徒数は、全国的にも増加傾向にあるなど、憂慮される事態となっています。

こうした状況の中、学校教育では、自己理解を深め、自己選択能力の向上を目指し、「生き抜いていこうとする力」を育成していくことが求められています。加えて、児童が人間性を豊かにしていくために、人間関係形成能力やコミュニケーション能力を培うことも重要とされています。

また、学校が児童・生徒にとって安心して教育を受けられる場所として、一人一人に合わせたきめ細かな指導体制の充実を求められるなど、学校教育に対する様々なニーズが寄せられています。

市では、令和5年4月に羽村市いじめ防止対策推進条例を制定し、市、学校、保護者の責務、地域住民の役割を定め、いじめの防止に取り組んでいます。

各学校は、日頃の児童・生徒の状況把握やアンケートの実施、生活指導部会などでの情報共有により、気になる子どもへの早期支援に取り組んでいます。また、必要に応じて早期のカウンセリングや家庭訪問など、実態に応じた迅速な対応により、いじめ・不登校の防止に取り組んでいます。

## 施策1 こども・若者の権利の尊重

こども・若者を、多様な人格を持った個として尊重するとともに、その権利を保障することなどに取り組みます。

### 主な取組

#### 主な取組①

施策1 こども・若者の権利の尊重

#### 啓発事業等の実施

- 1 「こども基本法」や、「児童の権利に関する条約」の趣旨や内容の普及啓発を行うことなどにより、こども・若者がいかなる差別も受けることなく、自らが権利の主体であることへの理解促進に取り組みます。
- 2 大人やこども・若者が、一人一人をかけがえのない存在として、互いの立場を理解し、助け合えるよう、家庭内での人権尊重に関する学習機会の提供や啓発に取り組みます。
- 3 人権の尊重や、男女相互の理解と協力、多様性に対する理解など、児童・生徒の発達段階に応じた人権教育に取り組みます。

#### 主な取組②

施策1 こども・若者の権利の尊重

#### 児童虐待等の防止

- 1 「全ての妊産婦、子育て世帯、こどもを対象とし、母子保健機能と児童福祉機能との一体的な相談支援を行う「こども家庭センター」の整備に取り組みます。
- 2 「羽村市要保護児童対策地域協議会」を中心に、児童虐待の未然防止、早期発見・早期対応、要保護児童の適切な保護、要支援児童の適切な支援に取り組みます。
- 3 こども・若者と接する機会の多い関係機関や市民に対し、児童虐待防止に関する意識の啓発に取り組みます。
- 4 配偶者やパートナーからの暴力(ドメスティック・バイオレンス)に対し、東京都や民間機関等と連携しながら、被害者の保護と自立に必要な支援を行います。
- 5 日頃の児童・生徒の言動や身体の変化などで気になることについて関係機関との共有に取り組みます。虐待が疑われる場合には、子ども家庭支援センターや児童相談所と連携して対応します。

### 養育に支援が必要な家庭、児童・生徒の早期発見・支援

- 1 養育に支援を必要とする家庭を早期に把握し、必要に応じて助産所やヘルパーによる適切な支援につなげます。
- 2 支援が必要な児童・生徒の早期発見と適切な対応に取り組みます。
- 3 日本語を母語としないこどもや保護者に対し、翻訳システムを使った窓口対応や日本語以外の言語による情報発信などを行い、適切な支援につなげます。

### こども・若者等の意見

意見

主な反映方法

### (参考) 市のこれまでの主な取組

☆児童虐待防止対策の推進	子育て相談課・障害福祉課・学校教育課・教育相談室
☆妊産婦や乳幼児の健康診査の実施	子育て相談課
☆訪問事業等による養育支援家庭の把握	子育て相談課
☆子育て家庭へのアウトリーチ型支援	子育て相談課
☆権利擁護施策の充実	障害福祉課
☆学校における人権教育の充実	学校教育課
☆家庭内での人権尊重に関する学習機会の提供・啓発	総務課
☆DV被害者の保護と自立支援	子育て相談課
☆日本語を母国語としない子どもの支援	子育て相談課・学校教育課

## 施策2 こども・若者の 発達支援体制の充実

保育園や幼稚園、学校、保護者が相互に連携し、支援対象となる児童の早期発見と切れ目のない発達支援体制を充実していきます。

### 主な取組

#### 主な取組①

施策2 こどもの発達支援体制の充実

#### 発達障害の早期発見・支援

- 1 こどもの発育・発達障害や疾病などの早期発見・早期治療につなげるため、妊娠期や未就学児・就学児期などの健康診査等の実施に取り組みます。

#### 主な取組②

施策2 こどもの発達支援体制の充実

#### 発達に関する相談・支援

- 1 臨床心理士や公認心理師、言語聴覚士による相談事業のほか、専門の医療機関や福祉サービスにつなぐことなど、関係部署や関係機関と連携した支援に取り組みます。
- 2 心理の専門職が、幼稚園・保育園等や学童クラブを巡回し、幼稚園教諭や保育士・学童クラブ職員に対する助言や支援を行うことに取り組みます。
- 3 「はばたきファイル」の活用などにより、保護者や様々な機関と連携し、乳幼児期から学齢期等に至るまで、一貫した支援をつないでいくことに取り組みます。
- 4 幼稚園や保育園、小学校、特別支援学校等が連携し、こどもの成長に関する情報を共有し、年長児から小学校1年生の就学段階で円滑に接続するための支援に取り組みます。
- 5 発達の状態等に応じ、最も学びを深められる就学先を保護者と一緒に考える就学相談に取り組みます。適切な支援についての情報提供を行うことで、保護者の不安や戸惑いの解消に取り組みます。

#### 主な取組③

施策2 こどもの発達支援体制の充実

#### 発達障害に関する啓発事業・研修

- 1 発達に支援を要することも・若者が、地域で暮らしていくことができるよう、その特性や対応方法等を学ぶ講演会など、広く普及啓発に取り組みます。
- 2 未就学児・児童・生徒の支援に関わる教職員等に対し、発達に支援を要することも・特性や対応方法などを身に付けるための研修会の実施に取り組みます。
- 3 こどもの発達に心配のある保護者を対象に、日常生活での適切なこどもへの関わり方を学ぶことや、参加者同士で悩みを共有し支え合う講座の実施などに取り組みます。

## 発達支援体制の強化

- 1 乳幼児期から成人期までの切れ目のない発達支援を行うため、保健・医療・福祉・教育等の各分野が連携し、組織横断的な体制の強化に取り組みます。
- 2 障害のある子どもに対するサービスの充実を図るとともに、様々な相談に適切に対応できる体制の整備に民間事業者等と連携して取り組みます。

## こども・若者等の意見

意見

主な反映方法

## (参考) 市のこれまでの主な取組

☆早期療育に結びつけるための関係機関との連携	子育て相談課
☆乳幼児健康診査及び健康診査後のフォローアップの実施	子育て相談課
☆幼稚園・保育園等への定期巡回相談の実施	子育て相談課
☆連携アドバイザーの活用による学童クラブ運営の充実	子育て支援課
☆子どもの発達に関する総合相談	子育て相談課
☆発達支援体制の強化及び子どもの発達に関する総合相談の機能の充実	子育て相談課
☆発達障害に関する啓発事業の実施	子育て相談課
☆はばたきファイルの活用	教育支援課
☆特別支援教育連絡協議会	教育支援課
☆「就学相談」の実施	教育支援課
☆多様なニーズに応じた教育相談の充実	教育相談室

## 施策3 障害のある子どもへの支援の充実

障害のある子ども・若者の発達や将来の自立、社会参加を支援します。

### 主な取組

#### 主な取組①

施策3 障害のある子どもへの支援の充実

#### 障害のある子ども・若者に対する手当等の支給

- 1 障害のある子ども・若者やその保護者への手当として、それぞれの要件に応じた各種手当の支給に取り組みます。
- 2 障害のある子ども・若者の医療費の助成として、それぞれの要件に応じた各種助成に取り組みます。
- 3 特別支援学級に在籍する児童・生徒の保護者に対し、要件に応じて、特別支援学級就学奨励費の支給に取り組みます。

#### 主な取組②

施策3 障害のある子どもへの支援の充実

#### 障害のある子どもに対する保育の実施

- 1 医療機関や療育機関等との連携を図りながら、インクルーシブ保育を実施するための支援に取り組みます。また、保育園等の職員の知識の拡充・スキルアップを図るための研修会の実施や情報提供などを行い、保育の質のさらなる向上に取り組みます。
- 2 医療的なケアが必要な児童の受け入れ体制を構築する保育園等を支援し、医療的ケア児の地域生活の向上に取り組みます。

#### 主な取組③

施策3 障害のある子どもへの支援の充実

#### 障害のある子ども・若者に対するサービス等の充実

- 1 主に小学校入学前の子どもを対象に、言語聴覚士が言葉の遅れや発音・吃音などに関する相談を受け、必要に応じて専門機関を紹介することなどに取り組みます。
- 2 障害児通所支援や、日中活動系サービスなどの必要なサービスの提供や、就労に関する相談支援などに取り組みます。
- 3 発達の状態等に応じ、最も学びを深められる就学先を保護者と一緒に考える就学相談に取り組みます。適切な支援についての情報提供を行うことで、保護者の不安や戸惑いの解消に取り組みます。 (再掲)

## 支援体制の充実

- 1 障害のある子どもに対するサービスの充実を図るとともに、様々な相談に的確に対応できる体制の整備に民間事業者等と連携して取り組みます。 〔再掲〕
- 2 サービスの向上を目指し、障害児福祉サービスを行う市内の事業所を対象に連絡会を開催し、意見交換や情報共有に取り組みます。
- 3 小・中学校の特別支援教室における指導の充実や、特別支援学級における教育活動の充実を図ります。また、教員の専門性の向上を図る研修の実施や、小・中学校への特別支援教育支援員の配置・活用に取り組みます。
- 4 全ての小・中学校でユニバーサルデザインによる授業づくりや学習環境整備を進めるなど、基礎的環境整備や合理的配慮を充実させ、インクルーシブ教育システムの構築に取り組みます。

## 子ども・若者等の意見

意見

主な反映方法

## (参考) 市のこれまでの主な取組

☆各種手当の支給	障害福祉課・子育て相談課
☆各種医療費の助成	障害福祉課・子育て相談課
☆特別支援教育就学奨励費の支給	教育支援課
☆統合保育の推進	子育て支援課
☆障害児通所支援の推進	障害福祉課
☆多様なニーズに応じた特別支援教育推進体制の充実	教育支援課
☆放課後等デイサービス事業の実施	障害福祉課
☆中等度難聴児発達支援事業の実施	障害福祉課
☆関係機関との連携	教育支援課・教育相談室・障害福祉課・子育て支援課・子育て相談課
☆自立に向けた障害福祉サービスの提供	障害福祉課
☆市役所内実習事業の実施	障害福祉課
☆日中一時支援事業の実施	障害福祉課
☆医療的ケア児の保育園等での受け入れ支援	子育て支援課
☆ことばの相談の実施	子育て支援課
☆市内障害児通所施設連絡会の実施	障害福祉課

## 施策4 社会的自立に困難を有することも ・若者やその家庭への支援の充実

貧困などの経済的な困難、ニートやひきこもりなどの課題を抱える子ども・若者や、その保護者などを支援していきます。

### 主な取組

#### 主な取組①

施策4 社会的自立に困難を有することも・若者やその家庭への支援の充実

#### 相談・支援体制の整備

- 1 ニートやひきこもりなど、社会生活に困難を有することも・若者や、その家庭を支援するため、相談会や講演会の実施、関係機関などと連携した対応に取り組めます。
- 2 包括的な支援体制を構築するため、継続的な支援や、多機関の協働による支援を一体的に実施できるよう重層的支援体制の整備に向けた検討に取り組めます。
- 3 子ども・若者の非行やゲーム依存などの諸課題への対応として、広報はむら等による啓発やオンライン講座の実施、関係機関・団体等と連携したパトロールの実施などに取り組めます。

#### 主な取組②

施策4 社会的自立に困難を有することも・若者やその家庭への支援の充実

#### 学校教育における支援の充実

- 1 スクールソーシャルワーカーの配置・活用により、主に家庭に起因する課題を抱える児童・生徒や保護者に対し、児童・生徒を取り巻く環境の調整や問題解決に向けた支援に取り組めます。
- 2 児童・生徒の生活指導上の課題に対応し、問題行動等の未然防止を図るため、「家庭と子供の支援員」を全校に配置し、登校支援や保護者への助言、相談支援に取り組めます。
- 3 特別支援教室における指導の充実や、特別支援学級における教育活動の充実を図ります。また、教員の専門性の向上を図る研修の実施や、小・中学校への特別支援教育支援員の配置・活用に取り組めます。 (再掲)
- 4 全ての小・中学校でユニバーサルデザインによる授業づくりや学習環境整備を進めるなど、基礎的環境整備や合理的配慮を充実させ、インクルーシブ教育システムの構築に取り組めます。 (再掲)

#### 主な取組③

施策4 社会的自立に困難を有することも・若者やその家庭への支援の充実

#### ヤングケアラーへの支援の充実

- 1 保健・医療・福祉・教育分野などの様々な支援者が、ヤングケアラーについての認識を向上させ、関係機関と連携した支援につなげていくことに取り組めます。

主な取組③

施策4 社会的自立に困難を有する子ども・若者やその家庭への支援の充実

### 子ども・若者の貧困などに対する支援

- 1 幼稚園・保育園等の施設利用料の無償化や実費負担となる費用の助成など、子育て世帯の負担軽減と質の高い幼児教育・保育を受ける機会の確保に取り組みます。
- 2 生活困窮等に関する自立相談支援事業をはじめ、就労支援事業、家計改善支援事業、こどもの学習支援事業の効果的な実施など、ニーズに応じた事業の実施・検討に取り組みます。
- 3 経済的な理由で教育にかかる費用の支出が困難な保護者に対し、学用品費、給食費や校外活動費などの就学に必要な費用を支援します。また、学校行事等にかかる費用に対して保護者負担の軽減を図ります。
- 4 高等学校等に入学する際に要する費用の調達が困難な保護者に対し、市内金融機関で受ける入学資金等の融資に係る利子分等の支援に取り組みます。
- 5 市内で運営されている子ども食堂などの開催日等の周知や、運営事業者間の情報交換等の機会の提供などに取り組みます。
- 6 就職面接会や専門員による各種就職相談会、就職セミナーなどを開催するとともに、関係機関と連携し、相談者の抱える状況に応じた支援に取り組みます。
- 7 母子家庭・父子家庭の方や配偶者のいない女性の経済的自立と生活意欲の助長を図るため、事業の開始や技能習得などに必要な資金の貸付や手当の支給や医療費の助成などに取り組みます。

### 子ども・若者等の意見

意見

主な反映方法

### (参考) 市のこれまでの主な取組

☆多様なニーズに応じた教育相談の充実	教育相談室
☆多様なニーズに応じた教育支援体制の充実	障害福祉課・子育て支援課・子育て相談課・学校教育課・教育支援課・教育相談室
☆子どもや若者の育成支援	子育て支援課
☆関係機関との連携	健康課
☆障害児支援から障害福祉サービスへの移行支援	障害福祉課
☆ひきこもり等に関する情報提供機会の充実	子育て支援課
☆ひきこもりに関する専門機関との連携	子育て支援課
☆就労支援	産業振興課・社会福祉課・障害福祉課・子育て相談課
☆子どもの学習支援事業	社会福祉課
☆ヤングケアラー支援に関する周知・啓発	子育て相談課
☆生活困窮者自立支援制度に基づく事業の実施	社会福祉課
☆就学前の教育・保育施設利用料等の負担軽減	子育て支援課
☆入学資金融資制度	生涯学習総務課
☆小・中学生の就学援助	学校教育課
☆学校行事等保護者負担軽減補助金等	学校教育課
☆ひとり親家庭への支援・自立促進	子育て相談課

## 施策5 小・中学校におけるいじめ ・不登校の防止・支援

小・中学校の児童・生徒におけるいじめの未然防止や早期発見、不登校のこどもに対する支援に取り組みます。

### 主な取組

#### 主な取組①

#### 施策5

#### 小・中学校におけるいじめ・不登校の防止・支援

### いじめの未然防止・早期発見、不登校への対応

- 1 人権教育や道徳教育、「総合的な学習の時間」等を活用し、児童・生徒の自尊感情や自己肯定感を高めることに取り組みます。
- 2 小・中学校の1人1台端末を活用したアンケートの実施などにより、児童・生徒の不安や悩みなどを把握し、必要に応じて、適切な支援につなげていきます。
- 3 児童・生徒の生活指導上の課題に対応し、問題行動等の未然防止を図るため、「家庭と子供の支援員」を全校に配置し、登校支援や保護者への助言、相談支援に取り組みます。  
(再掲)
- 4 スクールソーシャルワーカーの配置・活用により、主に家庭に起因する課題を抱える児童・生徒や保護者に対し、児童・生徒を取り巻く環境の調整や問題解決に向けた支援に取り組みます。  
(再掲)
- 5 不登校やいじめ、ヤングケアラー等、様々な困難を抱える児童・生徒一人一人にきめ細かく対応するため、スクールカウンセラー等の専門人材を活用した相談体制の強化と関係機関と連携した支援に取り組みます。
- 6 教育相談室や学校適応指導教室(ハーモニースクール・はむら)、校内別室指導教室による支援などの取組を推進し、不登校児童・生徒に対する居場所づくりや学びの機会の保障に取り組みます。
- 7 子育てに関する不安の解消に向けた適切な支援を行うため、子ども家庭支援センターや教育相談室などと連携した相談対応などに取り組みます。



## こども・若者等の意見

意見

主な反映方法

### (参考) 市のこれまでの主な取組

☆スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等を活用した相談体制の充実	教育相談室
☆児童・生徒の自主的・主体的ないじめ・不登校の防止への取組	学校教育課・教育相談室
☆小・中学校における心のアンケートの実施	学校教育課
☆教育相談室や適応指導教室などによる不登校児童・生徒への支援	教育相談室
☆自尊感情や自己肯定感を高める取組の実施	学校教育課
☆子ども家庭支援センターにおける総合相談	子育て相談課
☆多様なニーズに応じた教育相談の充実	教育相談室



## 2 | 基本目標Ⅱ



### 基本目標Ⅱで実現を目指す「こどもまんなか社会」

こども・若者	 心身の成長 1	 幸福な生活 2	 生き抜く力 3	 将来を切り開く 4	 可能性を広げる 5	20代・30代	 将来を見通す 10	 社会で活躍 11
	 社会に参画 6	 乗り越える 7	 安全・安心 8	 希望を持つ 9	 こどもと生活 12		 喜びを実感 13	

  
 こどもまんなか社会の詳細は〇ページを参照してください。

### 基本目標Ⅱで実現を目指すこども大綱の重要事項

こどもの誕生前から幼児期まで	学童期・思春期		青年期
こども・若者が権利の主体であることの社会全体での共有等	多様な遊びや体験、活躍できる機会づくり		
こどもや若者への切れ目のない保健・医療の提供	こどもの貧困対策		
障害児支援・医療的ケア児等への支援	児童虐待防止対策と社会的養護の推進及びヤングケアラーへの支援		
こども・若者の自殺対策、犯罪などからこども・若者を守る取組			
妊娠前から妊娠期、出産、幼児期までの切れ目のない保健・医療の確保	居場所づくり	心身の健康等の情報提供やこころのケアの充実	高等教育の修学支援、高等教育の充実
	不登校のこどもへの支援	不適切な指導の防止	就労支援、雇用と経済的基盤の安定
こどもの誕生前から幼児期までのこどもの成長の保障と遊びの充実	成年を前に必要となる知識の情報提供や教育	いじめ防止	結婚を希望する方への支援、結婚に伴う新生活への支援
			悩みや不安を抱える若者やその家族に対する相談体制の充実

## 市を取り巻く状況

### 妊娠・出産・子育てに関する支援の充実

### 子育て家庭を地域等で支える仕組みの充実

市では、妊娠・出産期から子育て期にわたり、母子保健や育児に関する様々な悩みなどに円滑に対応できるよう、保健師等が専門的な見地から相談支援を行うなど、切れ目のない支援に取り組んでいます。

また、全ての妊婦・子育て家庭が安心して出産・子育てができるよう、産後ケア事業の拡充による産婦の心身の負担軽減や、子育て支援のための有効な情報発信、一人一人に寄り添った伴走型相談支援等に取り組んでいます。

児童福祉法の一部改正(令和6年4月施行)により規定された「こども家庭センター」の設置に向け、統括支援員を中心とした一体的支援や支援プランの運用を試行するとともに、必要な人員・組織体制についての検討を進めています。

### 就学前のこどもの教育・保育に対する支援の充実

市における就学前のこどもの教育・保育は、主に市内の幼稚園、認可保育所、認定こども園、家庭的保育者、認証保育所により提供されています。

市内の幼稚園では、各園それぞれに特色のある幼児教育が行われており、保護者の選択により利用されています。また、利用者の半数近くが市外からの利用者であり、広域的な利用が進んでいます。少子化の進行や共働き家庭の増加により、幼稚園を希望する利用者は減少する傾向が続いています。

保育については、児童福祉法により、市町村に実施が義務付けられており、認可保育園、認定こども園、家庭的保育者等により実施しています。共働き世帯の増加などにより、保育需要はおおむね横ばいの状況にありますが、少子化の進行が見込まれており、今後は保育需要も減少していくものと想定しています。

市では、市内幼稚園・保育園等が安定した運営を続けていくことができるよう、安全対策事業や物価高騰緊急対策事業など、国や東京都などの財源を活用し、時機を捉えた様々な支援に取り組んでいます。

また、年長児から小学校1年生の架け橋期の円滑な接続に主眼を置き、幼保小連携推進協議会における取組を通じ、幼稚園・保育園・小学校等の連携の促進が図られるよう取り組んでいます。

### 就学期への移行支援と子どもたちの豊かな心の育成

市では、小中一貫教育を学校教育の柱として、基礎的・基本的な学力を身に付けるとともに、小学校1年生からの英語教育や人間学(キャリア教育)など、市独自の特色ある教育を実施しています。

また、児童・生徒一人一人の能力を最大限に伸ばすため、多様なニーズに応じた特別支援教育の推進、教育相談体制の充実など、子どもたちの生きる力の育成に取り組んでいます。



## 施策Ⅰ 妊娠・出産・子育てに関する支援の充実

全ての妊産婦が安心して子どもを生み、子育てができるよう、母親や乳幼児等の健康の確保と増進、保護者の育児不安の解消等に取り組みます。

### 主な取組

#### 主な取組①

施策Ⅰ 妊娠・出産・子育てに関する支援の充実

#### 妊娠期における支援

- 1 母子健康手帳交付時の保健師による面談や妊婦健康診査などを通して、妊婦の健康状態の把握や母子保健サービスの紹介などを行い、母体と胎児の健康の確保及び増進に取り組みます。
- 2 妊娠、出産、育児に主体的に臨むことができるよう、母親・父親に対する正しい知識の普及啓発や学習・体験の機会の提供、相談支援に取り組みます。

#### 主な取組②

施策Ⅰ 妊娠・出産・子育てに関する支援の充実

#### 出産後の母子に対する支援

- 1 乳児家庭への訪問、各種乳幼児健康診査を通して、発育・発達の確認と疾病や異常の有無や養育環境の把握に取り組みます。
- 2 栄養・授乳・歯科などに関する心配事について、保健師や管理栄養士等の専門職が相談に応じ、不安の軽減や子育てに関する情報の提供に取り組みます。
- 3 年齢に応じた歯科健康診査や保健指導、フッ化物塗布による予防処置の実施により、歯科疾患の早期発見・早期治療を図り、乳幼児の歯科保健の向上に取り組みます。
- 4 産後の母子がいる家庭への助産師の訪問や、母子が助産所等に通所又は宿泊すること、またヘルパーによる訪問などにより、心身のケアや育児のサポートに取り組みます。  
(再掲)
- 5 定期予防接種の対象者に対し、接種時期・接種間隔などの正しい知識の情報提供と接種勧奨を行い、感染の恐れがある疾病の発生やまん延の防止に取り組みます。

主な取組③

施策1

妊娠・出産・子育てに関する支援の充実

## 特別な支援が必要なこども・家庭に対する支援

- 1 健康上の課題や発達面などで経過観察が必要な乳幼児に対し、小児科医による診察や、保健師・管理栄養士による個別相談などに取り組みます。また、心理面での経過観察が必要な幼児には、心理相談員が定期的に面談を行い、健康面や情緒面に関する相談を行います。
- 2 精密検査が必要な母子に対し、医療機関等で検査を受ける受診票を交付し、疾病や異常の早期発見・早期治療に取り組みます。



## こども・若者等の意見

意見

主な反映方法

## (参考) 市のこれまでの主な取組

☆母子健康手帳	子育て相談課
☆父親ハンドブック	子育て相談課
☆妊婦健康診査	子育て相談課
☆妊婦歯科健康診査	子育て相談課
☆母親学級・両親学級	子育て相談課
☆乳児家庭全戸訪問事業・新生児訪問指導	子育て相談課
☆未熟児訪問指導	子育て相談課
☆産後ケア事業	子育て相談課
☆養育支援訪問事業	子育て相談課
☆産婦健康診査	子育て相談課
☆乳幼児健康診査	子育て相談課
☆予防接種	子育て相談課
☆乳幼児経過観察健康診査	子育て相談課
☆乳幼児発達健康診査	子育て相談課
☆精密健康診査	子育て相談課
☆幼児期における歯科健康診査等	子育て相談課
☆1歳6か月児及び3歳児経過観察健康診査(心理相談)	子育て相談課
☆育児相談	子育て相談課

## 施策2 子育て家庭を地域等で支える仕組みの充実

子育て家庭が、身近な地域で安心して子育てができるよう、地域全体で支援していく体制の充実を図ります。

### 主な取組

#### 主な取組①

#### 施策2 子育て家庭を地域等で支える仕組みの充実

### 子育て支援体制の構築

- 1 全ての妊産婦、子育て世帯、こどもを対象とし、母子保健機能と児童福祉機能との一体的な相談支援を行う「こども家庭センター」の整備に取り組みます。\_(再掲)
- 2 伴走型相談支援による面談等の機会を活用し、子育てに関する情報提供や支援メニューへのつなぎと、関係機関と連携した支援を提供し、養育困難や児童虐待の未然防止に取り組みます。
- 3 子育てに関するサービスや情報を伝えられるよう、羽村市公式LINEなどの各種媒体を活用した情報提供・情報発信に取り組みます。
- 4 関係機関を対象とした研修会の実施や、個別のケースに応じた会議の開催などにより、関心や知識を高め、連携が必要なケースの情報共有と支援の充実に取り組みます。

#### 主な取組②

#### 施策2 子育て家庭を地域等で支える仕組みの充実

### 子育て当事者のネットワークづくりとその活用推進

- 1 認可保育園や児童館などのそれぞれの地域において、子育て中の保護者の交流や親子の仲間づくりの場や、子育てサークルの育成・支援、子育て相談、子育て関連の情報提供などを行う地域子育て支援事業に取り組みます。
- 2 両親学級や各種教室など、妊婦や子育て家庭の交流の機会を提供し、情報交換や仲間づくりを促すことで、育児不安や孤立感の軽減を図ります。
- 3 地域住民が子育てサロンや交流の場などを主催する「小地域ネットワーク活動」といった関係機関等が実施する事業に対する支援を行うことで、地域での子育てやこどもたちの交流を推進します。

## 子育て支援の充実

- 1 地域の子育て家庭を対象とした育児相談の場を設けるなど、保育所等が保育の専門性を生かして実施する取組などの支援を行います。また、中核的な相談機関である「こども家庭センター」との情報共有・連携を行うことで、多様な家庭環境等に対する支援体制の充実を図っていきます。
- 2 ファミリー・サポート・センター事業や、子育てボランティアの育成・活動などによって、地域の子育ての輪を広げ、地域で子育てを支援する環境づくりに取り組むことで、地域の子育て力を高めていきます。

### こども・若者等の意見

意見

主な反映方法

### (参考) 市のこれまでの主な取組

☆利用者支援事業	子育て相談課
☆子ども家庭支援センター事業	子育て相談課
☆地域子育て支援拠点事業	子育て相談課
☆幼稚園、保育園、認定こども園等を拠点とした子育て支援	子育て支援課
☆仲間づくり	子育て相談課
☆親子で気軽に出かけられる相談の機会	子育て相談課
☆子育て応援ガイドブック	子育て相談課
☆子育てサークルガイド	子育て相談課
☆民生・児童委員(主任児童委員含む)活動	社会福祉課
☆産休・育休後の教育・保育施設等の利用支援	子育て支援課
☆妊婦や子育て中の親子を対象とした講座	子育て相談課
☆子育て相談体制のネットワーク	子育て相談課
☆ファミリー・サポート・センター事業	子育て相談課
☆子育てボランティアの活動支援	子育て相談課
☆小地域ネットワーク活動の支援	社会福祉課

## 施策3 就学前のこどもの教育・ 保育に対する支援の充実

就学前の子どもたちが健やかに成長することができるよう、幼稚園・保育園等の運営に対する支援や多様なニーズに応じた保育サービスの実施に取り組みます。

### 主な取組

#### 主な取組①

#### 施策3 就学前のこどもの教育・保育に対する支援の充実

#### 教育・保育の提供体制の確保

- 1 幼稚園・保育園・認定こども園等の施設類型を問わず、就学前のこどもの発達段階に応じた質の高い幼児教育・保育を提供することができるよう、国や東京都の取組などを活用した支援に取り組みます。
- 2 幼児教育・保育施設に対する第三者評価等を通じた運営改善に対する支援や指導検査の実施などにより、適正な運営及びサービスの質の確保に対する支援に取り組みます。
- 3 幼稚園・保育園等の認定こども園への移行や、幼稚園の子ども・子育て支援新制度への移行などについて、手続きの確認・調整や、園に対する情報提供・相談対応などに取り組みます。
- 4 保育人材の確保や保育士の業務負担の軽減などを支援することで、保育環境の充実に取り組みます。

## 主な取組②

## 施策3 就学前のこどもの教育・保育に対する支援の充実

## 多様なニーズに応じた保育サービスの実施

- 1 医療機関や療養機関などとの連携や、配慮が必要な子どもなど、個々に応じた保育を実施するための支援に取り組みます。また、保育士等のスキルアップなど、各施設における保育の質を向上するための支援に取り組みます。
- 2 自宅等で保育を実施する家庭的保育事業や、多様化する保育ニーズに対して民間事業者が行う認証保育所事業などに対する支援に取り組みます。
- 3 就労形態の多様化や通勤時間の長い保護者のニーズに対応するため、延長保育事業や休日保育事業、定期利用保育事業に取り組みます。
- 4 子どもが病期中又は病気の回復期にあって、集団保育が困難な場合に、保育園や医療機関等に併設された専用スペースで保育を行う病児・病後児保育事業に取り組みます。

## 主な取組③

## 施策3 就学前のこどもの教育・保育に対する支援の充実

## 在宅未就園児に対する支援

- 1 保護者の育児疲れの解消、短時間労働、急病、冠婚葬祭などの理由により、緊急・一時的に就学前のこどもの保育が必要となる場合に、認可保育園や認定こども園等で預かる事業の支援に取り組みます。
- 2 幼稚園等で通常の教育時間の前後に、保護者の要望等に応じて児童を預かる事業の支援に取り組みます。
- 3 在宅で子育てを行う家庭の孤立防止や養育力の向上、育児不安の軽減などを目的に、保護者の就労等の有無にかかわらず、幼稚園等で就学前のこどもを預かる事業の支援に取り組みます。
- 4 保護者の疾病、出産、看護、冠婚葬祭、育児疲れなどの理由により、就学前のこども等を保育できない場合に、原則として7日以内の期間、乳児院・児童養護施設で預かる事業に取り組みます。

 こども・若者等の意見

意見	主な反映方法
----	--------



 (参考) 市のこれまでの主な取組

☆就学前の子どもの教育・保育の提供体制の確保	子育て支援課
☆評価による質改善	子育て支援課
☆教育・保育の一体的提供	子育て支援課
☆教育・保育施設への指導検査	社会福祉課
☆保育の質の向上のための支援	子育て支援課
☆地域型保育事業との連携	子育て支援課
☆教育・保育施設の災害発生時における対応方法の取り決め	子育て支援課
☆統合保育の推進	子育て支援課
☆家庭的保育事業	子育て支援課
☆認証保育所事業	子育て支援課
☆時間外保育事業(延長保育事業)	子育て支援課
☆子育て短期支援事業(乳幼児ショートステイ事業)	子育て相談課
☆ファミリー・サポート・センター事業	子育て相談課
☆一時預かり事業	子育て支援課
☆病児保育事業(病児・病後児保育事業)	子育て支援課
☆休日保育事業	子育て支援課
☆年末保育事業	子育て支援課
☆定期利用保育事業	子育て支援課
☆未就園児の定期的な預かり事業	子育て支援課



## 施策4 就学期への移行支援とこどもたちの豊かな心の育成

幼稚園・保育園等から小学校への円滑な接続の支援と、児童・生徒一人一人の能力を最大限に伸ばすための生きる力の育成に取り組みます。

### 主な取組

#### 主な取組①

施策4 就学期への移行支援とこどもたちの豊かな心の育成

#### 乳幼児期から就学期への移行支援

- 1 児童一人一人の多様性に配慮した上で、全てのこどもの学びや生活の基盤づくりができるよう、「羽村市の架け橋期のカリキュラム」に基づき、幼稚園・保育園等と小学校・特別支援学校間の連携の充実に取り組みます。
- 2 対応に配慮が必要な児童が安全・安心な生活を送ることができるよう、幼稚園・保育園等と小学校・学童クラブ・放課後子ども教室及び障害児通所支援事業所間の連携の充実に取り組みます。

#### 主な取組②

施策4 就学期への移行支援とこどもたちの豊かな心の育成

#### 特色ある学校教育の充実

- 1 小学校1年生からのALT(外国語指導助手)の活用等により、コミュニケーションを図る資質・能力の育成や発信力(書く・話す力)の強化など、英語教育の充実に取り組みます。
- 2 オーケストラ鑑賞教室などを通じて、豊かな感性や情操を育む音楽教育の充実に取り組みます。
- 3 キャリア教育を基盤とする学習などを通じて、学ぶことや働くことに対する考え方を身につけ、自らの生き方に主体的に取り組み、実践しようとする態度の育成に取り組みます。
- 4 「特色ある学校づくり交付金」を活用し、児童・生徒や地域の特性を生かした教育活動の推進に取り組みます。
- 5 人権教育や道徳教育、「総合的な学習の時間」等を活用し、児童・生徒の自尊感情や自己肯定感を高めることに取り組みます。
- 6 義務教育9年間の各教科の学びにおいて、ICT機器を効果的に活用しながら、学級やグループ等の中で「協働的な学び」を推進し、生きる力を育む教育の実現に取り組みます。
- 7 一人一人の成長や学習でのつまずき、学習進度等を的確に捉え、「個別最適な学び」を推進し、児童・生徒の可能性を引き出す教育の実現に取り組みます。
- 8 図書館司書と学校の司書教諭の連携、図書館システムとの連携を図ることにより、児童・生徒の読書活動の支援に取り組みます。
- 9 中学校教員による小学校への乗り入れ授業や、小学校同士の合同授業、家庭学習の共通した取組など、小・小連携と小・中の滑らかな接続に取り組みます。

### 多様なニーズに応じた教育活動の推進

- 1 教育相談室や適応指導教室などにおいて、きめ細かな相談と支援に取り組みます。
- 2 教員の専門性の向上を図る研修の実施や、特別支援教育支援員等の小・中学校への配置などにより、通常の学級に在籍する特別な支援が必要な児童・生徒に対する支援に取り組みます。
- 3 スクールソーシャルワーカーの配置・活用により、学校内外の関係機関と連携し、児童・生徒を取り巻く環境の調整や問題解決に向けた支援に取り組みます。 **（再掲）**
- 4 「家庭と子どもの支援員」を全校に配置することにより、児童・生徒の生活指導上の課題への対応と問題行動等の未然防止を図るため、登校支援や保護者への助言、相談支援に取り組みます。 **（再掲）**
- 5 特別支援教育介助員の小・中学校への配置などにより、特別支援学級に在籍する児童・生徒に対する適切な支援体制の充実に取り組みます。

### こども・若者等の意見

意見

主な反映方法

### （参考）市のこれまでの主な取組

☆中学校区ごとの特色ある教育活動の充実	学校教育課
☆人間学(キャリア教育)の取組	学校教育課
☆英語教育の取組	学校教育課
☆音楽教育の取組	学校教育課
☆特色ある学校づくりの取組	学校教育課
☆多様なニーズに応じた教育支援体制の充実	教育支援課
☆多様なニーズに応じた教育相談の充実	教育相談室
☆幼稚園・保育園・小学校の連携推進	子育て支援課・学校教育課